平成２１年（フ）第１８５２号
名古屋市緑区小坂２丁目103番地　リバティⅢ101号
債務者　黒澤　悟郎
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４７号
神戸市西区美賀多台１丁目３―1304　磯崎恵美子方、住民票上の住所神戸市灘区高徳町６丁目２番11号
債務者　東一　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５８号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地３号棟208号
債務者　佐藤　ルベンス　ミツオ
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６３号
神戸市兵庫区水木通２丁目２番２―203号
債務者　田中　　功
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６４号
神戸市須磨区常盤町３丁目４番10―303号
債務者　柴田　孝夫
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７３号
神戸市東灘区魚崎中町４丁目４番27号
債務者　山下　清三
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７５号
兵庫県三田市狭間が丘４丁目８番地12
債務者　桑室　京子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７６号
神戸市須磨区車字道谷山２番地の１　市住１―1210号
債務者　上木　理佐
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３２号
福島県伊達市梁川町字南本町60番地　市住Ｂ―102
債務者　森　　義貴
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５１９号
愛知県北名古屋市九之坪上吉田７番地　コーポ健１―Ｃ
債務者　成田　美樹
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４４号
北九州市戸畑区菅原４丁目１番３―11号
債務者　小役丸　健
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０５号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目３番８―108号
債務者　森山　博喜
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７８号
北九州市八幡西区浅川台２丁目７番３―403号
債務者　山本　礼子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８１１号
北九州市門司区奥田４丁目５番31号
債務者　坂本　和巳
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８１５号
福岡県中間市中鶴３丁目３番18―４号
債務者　今田　善彬
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８２９号
北九州市小倉北区中井１丁目15番19―302号
債務者　中尾のり子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８３２号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目１番54号
債務者　齊藤　亜矢
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８３４号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目25番14号
債務者　中山　　正
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部